

# 令和6年第10回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和6年3月18日(月)			午前10時00分から 午前10時25分まで
出席者	委員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	なし
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案6号	ポスター掲示場の総数減少について		決定
委員長	これから令和6年第10回の定例会を開会いたします。			
	<b>&lt;ポスター掲示場の総数減少について&gt;</b>			
委員長	議案第6号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第6号をご覧ください。</p> <p>令和6年7月7日執行の東京都知事選挙において、公職選挙法第144条の2第2項の規定により、第67投票区に設置するポスター掲示場の設置数を減じるものです。</p> <p>各投票区に設置すべきポスター掲示場の数は、当該投票区の選挙人名簿登録者数と当該投票区の面積に応じて公職選挙法施行令第111条で定まっております。そして、ポスター掲示場の設置総数は、投票区ごとに設置すべきポスター掲示場の数を合計した数となります。</p> <p>第67投票区は、規定上のポスター掲示場設置数は7箇所となりますが、実際の設置数は5箇所減少し、2箇所といたします。</p> <p>減少する理由の1つは、第67投票区全体の面積は約0.03平方キロメートルありますが、そのうち杉並区側敷地部分は約0.005平方キロメートルと全面の6分の1程度しかなく、残りの6分の5は練馬区側敷地部分であり、この狭小な面積に法定数の設置は不可能であるということです。</p> <p>また、減少するもう1つの理由は、同投票区の選挙人の多くは、杉並区側の正面入口より建物内に入出入りすることから、ポスター掲示場の設置数が法定数を下回っても十分に当該投票区有権者の人目につく数であるということです。</p> <p>このような理由から、第67投票区のポスター掲示場設置数を2箇所といたします。</p> <p>本日の選挙管理委員会定例会で本議案が議決されましたら、第67投票区のポスター掲示場設置数を2箇所とし、ポスター掲示場の設置総数を減少することの協議を東京都選挙管理委員会と行います。</p> <p>以上、議案第6号の説明となります。</p>			
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p> <p>東京都知事選挙の場合、東京都全体が選挙区となりますので、杉並区も練馬区も同様の選挙運動用ポスターが掲示されることとなります。第67投票区の練馬区側には、練馬区選挙管理委員会がポスター掲示場を設置しているのですか。</p>			

次 長	練馬区選挙管理委員会に確認したところ、第67投票区の練馬区側である千川通り沿いには、ポスター掲示場は設置されていないようです。
委員長 職務代理	ポスター掲示場の設置総数を減少することは、総務省にも報告をするのですか。 また、ポスター掲示場の設置総数を減少したことによる罰則はあるのですか。
局 長	杉並区選挙管理委員会から総務省に報告することはいたしません。総務省から東京都選挙管理委員会に対する調査等で、東京都選挙管理委員会経由でポスター掲示場の設置総数を報告することはあります。 また、ポスター掲示場の設置総数を減少したことによる罰則はありません。
委員長	第67投票区のポスター掲示場設置数を2箇所へ減少することは、いつから行っているのですか。
次 長	平成25年に第67投票区を新設した当初から行っております。
委員長	それでは、議案第6号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
委員長	本日の予定されている議案は終了しましたが、その他にございますか。
次 長	前回の選挙管理委員会定例会で課題となっております明るい選挙推進委員に対する報酬の件について、東京23区の状況を確認いたしましたのでご報告します。 選挙時啓発として街頭啓発を行った場合に報酬を支払っている区は、22区中4区ありました。 また、通常時に模擬投票等の啓発活動を行った場合に報酬を支払っている区は、22区中3区ありました。 また、報酬形態には、一定額を現金やギフトカードで支払う場合と費用弁償として現金で支払う場合があります。 結果として、東京23区ではほとんどの区が選挙時や通常時における明るい選挙推進委員の活動に対して報酬を支払っていませんでした。
与島委員	東京23区の状況はわかりました。 杉並区の場合、杉並区選挙管理委員会が開催する各種会議に出席した場合には報酬を支払うが、選挙時における街頭啓発に参加した場合には報酬を支払わないとしていることの違いは何なのか、この点がよくわかりません。支払基準に街頭啓発等の活動が明記されていないことに問題はないのでしょうか。
局 長	今一度、選挙執行及び啓発事業における謝礼等支払基準の内容を検討いたします。ただし、財政面の負担が伴う話ですので、令和7年度に向けて検討することといたします。
委員長	よろしく申し上げます。 その他はございますか。
局 長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回の第11回の定例会は、3月26日の火曜日に行います。内容は、第3回杉並区明るい選挙推進協議会の開催についての報告等が予定されております。 (議題書に沿って、3月18日以降の日程を確認。)

委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。
-----	---